

埼玉県立高等学校における校則のテキスト分析¹⁾

比較教育社会学コース 田 中 祐 児
比較教育社会学コース 岡 田 有 真
比較教育社会学コース 荒 木 真 歩
比較教育社会学コース 本 田 由 紀

A Textual Analysis of School Regulations in Saitama Prefectural High Schools

Yuji TANAKA, Yuma OKADA, Maho ARAKI and Yuki HONDA

While school regulations have attracted much attention recently in Japan, there are few studies that have elucidated their actual conditions. In this paper, as a case study of public high schools in Saitama Prefecture, Japan, we analyze the contents of school regulations and examine the differences of school regulations among schools. The results showed that the contents of the school regulations differed depending on the location of the school, the level of selectivity of admission and so on. In addition, the results suggest that the school regulations may reflect the operational issues of each school and external environment of each historic period.

目 次

- | | |
|------------------------------|----------------|
| 1 本稿の概要 | 5 普通科 |
| A 本稿の目的 | 6 小括 |
| B 本稿の概要 | D 本章の分析のまとめ |
| 2 調査対象概要 | 5 特定校則の偏在状況 |
| A 調査対象概要について | A 全体方針 |
| B 歴史的観点から検討した埼玉県の県立高校について | B 検索語を含む校則の具体例 |
| 1 戦後～1960年代初頭：高校黎明期 | C クロス分析 |
| 2 1960年代初頭～1990年代初頭：高校拡大期 | 1 偏差値 |
| 3 1990年代以降：高校再編期 | a 結果 |
| 4 教育史の観点から見る県立高校の特徴について | b 考察 |
| C 現在の制度・実態に着目した県立高校の概要 | 2 設立時期 |
| 3 データ概要 | a 結果 |
| A 本研究の分析指針と変数の紹介 | b 考察 |
| B 基礎的な分析：校則データ内部に着目して | 3 男女共学・別学 |
| C 応用的な分析：校則データと外挿変数との関連に着目して | a 結果 |
| 1 偏差値 | b 考察 |
| 2 設立時期 | 4 定時制・通信制 |
| 3 男女共学・別学 | a 結果 |
| 4 定時制・通信制 | b 考察 |
| | 5 普通科 |
| | a 結果 |
| | b 考察 |
| | D 本章の分析のまとめ |
| | 6 全体のまとめと考察 |

1 本稿の概要

A 本稿の目的

2017年10月、大阪府立高校の生徒が髪染めを学校から強要されたことに対して訴えを起こし、これをきっかけとして、校則問題が社会の関心を集めた。その中で、生徒の人権を侵害しかねない、いわゆる「ブラック校則」の存在が、とりわけ中心的な問題となった。こうした社会情勢を背景として、学校現場における校則やそれに基づく指導の実態を把握する必要性もまた高まることになった。例えば、NPO法人キッズドア理事長の渡辺由美子氏を発起人とした『「ブラック校則をなくそう!」プロジェクト』では、ウェブアンケート調査や規則情報の募集によって、校則の実態把握が進められた。

一方で、校則は基本的には文書として存在しているにもかかわらず、文書としての校則それ自体をデータとした調査・分析は、大阪府立高等学校の校則を分析した大津(2021)を除き、これまで十分に行われていない。

文書としての校則は、本来的に指導を根拠づけるものであることから、実態として行われている規制や指導を明らかにする1つの証拠である。また仮に、校則のテキストと指導の実態に乖離があるとしても、あえて文書化された規則がどのようなものかを明らかにすることは必要である。これらのことから、校則問題を検討するにあたって校則のテキストの分析を行うことは不可欠な段階の一つであると言える。

本稿は、情報開示請求によって得られた埼玉県全県立高校の校則テキストデータを用いることで、校則にどのような規定が明記されているのか、それは学校ごとにどのように異なっているのかなどについて、明らかにすることを試みるものである。

B 本稿の概要

本稿は埼玉県を調査対象とし、主に県立高校の校則テキストデータを用いた分析を行う。

まず、2章においては校則テキスト分析の前段階として、歴史や地理的な分布、偏差値などから埼玉県立高校の概要を述べる。また、全国と比較した埼玉県の特徴について明らかにする。3章では、以降の章で用いるデータについて解説する。4章では、テキストマイニングにもとづいて、校則テキスト内の頻出語や、語の共起関係から埼玉県の校則の全体像を計量的に明らかにする。5章では、特に人権等の観点から問題視

されている校則に対象を絞る、学校の「偏差値」「所在地」「設立時期」などによる校則の偏在傾向を明らかにするとともに、偏在が起こる理由についての考察を行う。

2 調査対象概要

A 調査対象概要について

本章では、調査対象である埼玉県の県立高校(以下では、県立高校と省略する)について、その概要と特徴について検討し、具体的な分析を行う上での共通認識を持つことを目的とする。本章第2節では歴史的観点から、第3節では現在の教育政策・実態に着目して検討する。

B 歴史的観点から検討した埼玉県の県立高校について

日本における新制高校に関する研究は、戦後から現在までを3つに区分して論じることが多い。その時期区分は論者によって異なる²⁾が、本稿では県立高校の設置時期に着目し、戦後～1960年代初頭・1960年代初頭～1990年代³⁾・1990年代以降～現在に3分割し、議論を進める。

まず、戦後から現在にかけての県立高校数の推移を検討する。図1は、県立高校の全日制課程の学校数と、そのうち普通科を有する学校の割合(以降、普通科比率)の推移を表したグラフである。ここからわかるように、県立高校は1960年代初頭を境に増加傾向を見せ、特に1970年代～80年代半ばにかけて急激に増加した。近年では、高校の統廃合が進み、高校数が減少している。また、普通科比率は60年代半ばに下がるものの、その後の高校数急増に伴い上昇した。その後、普通科比率は80年代後半から少しずつ下がり、近年の統廃合に伴って再び70年代半ばと同程度の60%後半にまで落ち込んでいる。

では、これまで県立高校はどのような変遷を辿ってきたのであろうか。次項以降では、各年代について国レベル・県レベルの高校設置政策を検討する。

1 戦後～1960年代初頭：高校黎明期

現在の高等学校制度は1947年の学校教育法施行により、1948年に誕生した。この新制高校制度は民主的な教育という理念をもとに、男女共学・普通科と職業科の統合など、戦前複線化していた教育制度を単一・一元化し、すべての学校を制度上横並びにすることで

伝統的に存在していた学校間格差を是正することが狙いとされていた（門脇 1992）。また、だれでも後期中等教育に門戸が開かれるという理念から定時制が、加えて地理的な不平等を緩和するための学区制が導入された（門脇 *ibid.*）。これらの制度上の枠組みは法令によって定められ、具体的な制度設計は「教育行政の地方分権」という性格上、各都道府県の裁量に大きく委ねられていた。

埼玉県の場合、制度発足当時に男女共学を導入した高校は3校にとどまり（埼玉県教育委員会 1977）、伝統のある旧制中学校・旧制高等女学校の多くは、共学化されることなく存続した。また学区制も、この伝統校の所在地を中心として敷かれることになった（西本 1993）。伝統校以外では、旧制市立中学校が自治体の財政難から埼玉県へ移管されるケースもあった（埼玉県立川口高等学校 1981）。結果として、学校教育法施行時に設立された県立の新制高校は32校にとどまった。

1950年代になると、国内では大学生を中心とした学生運動が盛り上がりを見せた。これに付随していわゆる伝統校である浦和高校・浦和第一女子高校（埼玉県教育委員会 1977）や川越高校（埼玉県立川越高等学校 1999）においても学生運動が加熱した。

このころ、全国的には人口の急増に伴い中学校卒業者は増加し、高校進学率も急上昇した。埼玉県も同様であり、1955年時点では44.5%だった埼玉県内の高校

進学率は、1965年には69.9%まで上昇した。そして、このころから急増する15歳人口の高校への収容が問題になった。

2 1960年代初頭～1990年代初頭：高校拡大期

1960年代以降の高校は、高校進学者増に対応する量的拡大と、産業構造の転換に伴う質的拡張を求められることになった。埼玉県でも「高校の増設」「適正規模化」「適正配置」の3点を中心とした対策が進められ（埼玉県教育委員会 1977）、1957年に諮問機関である埼玉県高等学校再編成協議会が設立された。この協議会が設立以降に複数回にわたって公表した答申からは、高校拡大期は(1)1960年代の学校規模拡張期（高校拡大期）と(2)1970～80年代の学校数拡張期（第二の高校拡大期）に分けられる。

(1) 1960年代の学校規模拡張期には、第1次ベビーブーム世代の高校進学に伴う高校進学者急増への対策として、入学者定員の量的拡充が行われた。具体的には県立高校1校あたりの収容能力の拡大と、私立高校の増加によって行われた。

県立高校1校あたりの収容能力の拡大については、生徒募集人員の増加と学級定員の10%増によって賄われた。加えて、私立高校が、公立高校では賄えない進学希望者の受け皿となった。潮木守一（1978）は全国的に高校進学者数の増加への対応が私立依存型であったことを指摘しているが、埼玉県も同様であっ

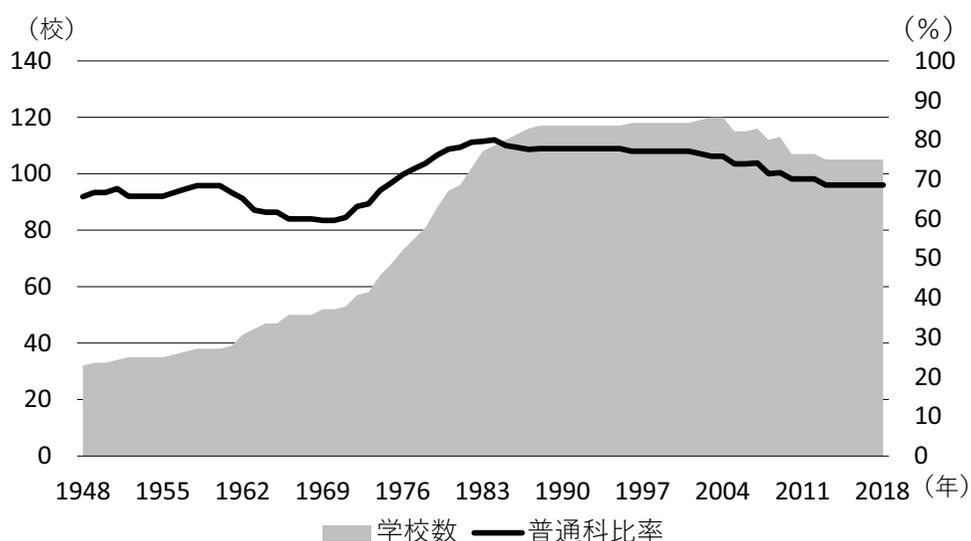


図1 埼玉県の県立高校の学校数（全日制）と普通科比率の推移（1948-2018年）⁴⁾

た。結果として、埼玉県においては、1951年から66年の間に生徒総数に占める私立高校生徒の比率は3.5%から17.0%まで増加した。

また、1960年代は全国的に職業学科の増設が政策的な課題とされていたことから、埼玉県内では1956年から1967年にかけて工業科7校・商業科6校が新設された。

この(1)1960年代までの対応が第1次ベビーブーム世代への臨時的な対応(埼玉県教育委員会1977)であった一方、(2)学校数拡張期(第二の高校拡大期)である1970年代以降は学校自体の数を増やすという策を打つことになった。全国的にも公立高校は1970年代以降、生徒数ではなく学校数そのものを増やす傾向にあった(松本1992)が、埼玉県も同様であり、教育委員会が1973年から5年間のうちに高校を30校増設する計画を策定した(毎日新聞1975年4月25日朝刊)。結果として、1970年初頭には75校であった埼玉の県立高校は、その後およそ15年間で全日制・定時制・通信制を合わせて150校前後にまで増加した。また、私立高校の誘致⁵⁾も進み、県内には大規模な私立高校⁶⁾が相次いで開設されることになった。

全国の自治体はこの急激な高校進学者の増加に対して、限りある経済的資源で対応せざるを得なかった。埼玉県も、学校設置にかかる初期コストをできるだけ小さくすべく、最低限の設備投資で済む普通科を設置する傾向にあった(埼玉県教育委員会1977)。また、進学希望者側も、産業構造の変化や高等教育進学に有利である普通科を志望するようになったとされている(松本1992)。さらに、埼玉県は、先述したような戦前の旧制中学校・高等女学校を頂点とした序列を維持していたこともあり、結果として普通科の序列化が一層進行し(毎日新聞1975年4月22日朝刊)、新設の普通科が序列の最下位につきやすくなる結果になった。学習意欲が低い生徒らによる高校進学(特に不本意入学)が進み、1970年代後半から80年代にかけて、非行・校内暴力や経済的な事情を理由としない中途退学者が増加した(毎日新聞1984年1月31日朝刊)と報じられたのもこのころである。このような高校入学者をめぐる問題が社会的に前景化したこともあり、1978年改訂の学習指導要領の目玉となった「教育課程の多様化・弾力化」「ゆとりあるしかも充実した学校生活を実現させる」という文言(文部省1978)を皮切りに、全国で普通科の中でのカリキュラムの弾力的運用と、多様なタイプの高校教育の設置が進められた。埼玉県教育委員会の場合は、新しいタイプの高校設置

に特に意欲的であり、1985年ごろからは複数の職業学科を擁立する総合技術高校の設置や、当時全国でも先進的であった総合学科を備える高校の開校準備も始まった(西本1993)。

3 1990年代以降：高校再編期

80年代ごろまで増設が進んだ県立高校であったが、前項で触れた普通科における教育課程の多様化に加え、15歳人口がピークを迎えた1989年以降に急激に減少することで、必ずしも学校数・定員の規模を維持する必要がなくなった。また、県立高校における入学選抜基準の不透明さ(今野2017)や、都内私立中高一貫校の増加(小川2002)により、県立高校(特に伝統のある進学校)の大学合格実績が低迷(小川ibid.)し、県立高校の改革が余儀なくされた。

2001年に埼玉県教育委員会が公開した「21世紀いきいきハイスクール推進計画」(埼玉県教育委員会2001)では、生徒の減少に伴う学校数の適正化と高校教育の多様化が議論された。前者に関しては、特に生徒募集が困難であり、近隣でも同内容の教育が可能である学校の統廃合によって行われることになった。後者に関しては従来の普通科の再編(単位制導入、総合学科の設置)や、普通科内の類型・コースの設置によって多様化がもたらされた。入学者選抜に関しても、2004年の学区制廃止、2010年の学力検査を重視した、選抜基準が明確な入試形態へと移行することになった。

4 教育史の観点から見る県立高校の特徴について

日本の教育行政においては地方による自治が重視されることから、全国的な教育政策のみならず、その自治体がおかれてきたコンテクストを重視する必要がある。本稿で分析の対象とした埼玉県の場合は、人口の増減や戦前から続く伝統校の存在、加えて自治体がおかれてきた財政的な事情から高校それぞれの役割がある程度規定されていると考えられる。特に、所在地や入学偏差値・男女別学といった変数は、埼玉県の高校を分析する際に特に重要になる。そこで、次章以降の分析では、分析のカギとなると考えられるこれらの変数について、地理的に可視化する形で基本的な分布を検討する。

C 現在の制度・実態に着目した県立高校の概要

本節では、前節での教育史的な観点からの県立高校についての分析を踏まえ、現在の県立高校についての

概要を検討する。具体的には、所在地と対応付けながら、実態としての観点から設置時期、入学偏差値について、制度としての観点から男女別学、定時制・通信制について説明する。なお、本節で出典・注釈を明記せずに各校の特徴について記載する場合は、各学校HPから引用している。

図2は、県立高校の所在地と設立時期を対応させてプロットした埼玉県の地図であり、その概要は以下の通りである。まず、1948年～1960年に設立された伝統校は、旧制中学校・高等女学校の流れを汲んでいることから、その地域の中心街やその近辺、交通の便がよいと思われる場所に立地している。次に、1961年～1975年までの第一高校拡大期に設立された学校は、すでに設立されていた伝統校とは距離のある場所に立地する傾向にある。加えて、第二高校拡大期（1976～1990）は、既存の県立高校では賄いきれなかった15歳人口を吸収するために学校数の拡張を目指したことからわかるように、人口が増加した県南～東部に集中して立地している。最後に、1991年以降の高校再編期に設立された学校は、既存の県立高校の廃止と同時に進んだことから、既存の県立高校に近い（もしくは同じ場所で校舎を引き継ぐ形で）場所に立地する傾向にある。

この図をもとに、入学偏差値および男女別学、定時制・通信制について確認する。まず入学偏差値と地理的な分布との対応関係を述べる。概ね、高偏差値帯の高校は主に都内からのアクセスがよい県南東部に多く所在しているという傾向がある。なお入学偏差値のデータは、埼玉県内で模試を実施する業者により公表

されている入学偏差値（入試情報センター 2018）を援用した。さらに高偏差値帯の中でもさらに高位の学校のほとんどは、戦前の旧制中学校・高等女学校の流れを汲む伝統校である。

次に男女別学について確認する。男女別学を維持している県立高校の多くは、先ほど確認した伝統校と同様、各地域の中心街や交通の利便性が高い場所に立地している傾向にある。また入学偏差値との関連で言えば、別学校は概ね進学校であるケースが多く、特に男子校では顕著である。

最後に定時制・通信制との関連を確認する。定時制はいわゆる勤労学生のための学校であった。新制高校設立当初、定時制単独校を設置するだけでなく、既存の全日制に併設するよう求められていた（文部省 1947）ことから、埼玉県内では現在も伝統校と併設されているケースが多くみられる（埼玉県教育委員会 2019）。勤労学生数が減少し、夜間定時制の存在意義が薄れるようになってからは、統廃合が進むことになった（埼玉県教育委員会 1977）。その一方で、2001年度からは一般の全日制高等学校への進学が難しい不登校経験者などを積極的に受け入れるパレットスクールが開校した（埼玉県教育委員会 2019b）。いずれも昼夜開講・単位制・総合学科であり、3年での卒業も可能であるという特色を持つ。

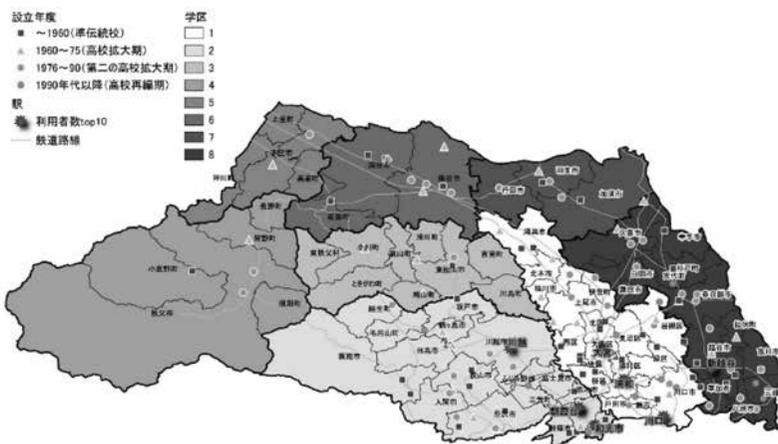


図2 所在地と設立時期の対応

3 データ概要

A 本研究の分析指針と変数の紹介

前節で述べたように県立高校は、歴史・制度的な経緯から、設立時期によってその高校の有する特徴が大きく異なると考えられる。そこで、本研究では各校の校則について、実態としての観点から入学偏差値、設置時期について、制度としての観点から男女別学、定時制・通信制という変数を用いてテキストマイニングによる分析を行う。詳しい分析手法については、各章で記述し、本節ではデータに関する解説にとどめる。

本分析に用いたデータは(1)デジタル化した校則データ、(2)各高校に関する各種資料をデジタル化した外挿変数の2種類である。外挿変数とは、テキストデータを分析する際に用いる基礎情報のことを指す。本研究では、学校の所在地や偏差値などの基礎的なデータを指す。

デジタル化した校則データについては、埼玉県教育委員会から情報公開請求によって入手できた県立高校(うち全日制134校、定時制23校、通信制1校⁷⁾)の校則を用いた。具体的には、各学校の校則PDFに対してOCR処理を施し、テキストをデジタルデータ化した。また、OCRソフトウェアで機械的に認識できない文字に関しては、分析担当者が手動で入力した。なお、情報公開請求で入手した校則のうち、一部に実際は生徒に提示されない教員向けの内規⁸⁾が含まれていたが、本分析では生徒に公開されている校則と、実社会との差分を検討することを主眼としているため、分析対象からは除いた。この結果、分析対象となる校則の数は150ケースとなった。

各種資料をデジタル化した外挿変数としては、所在地・旧学区、入学偏差値、設置時期、男女別学、定時制・通信制という変数を作成した。まず入学偏差値に関しては、前節で述べたように模試業者(入試情報センター 2018)が公表するデータを加工して利用した。また、設置時期については各県立高校のホームページを参照した。ただし、旧制中学校・高等女学校からの流れを汲んでいる学校に関しては、新制高校化した1948年を創立年とした。所在地・旧学区、共学・男女別学、定時制・通信制に関しては、埼玉県教育委員会が公表する「埼玉の教育統計」(埼玉県教育委員会 2019)から2018年3月末時点のデータをダウンロードし、加工して利用した。

次章以降の分析では、本章の内容を踏まえつつ、校則についての分析を行う。

4 テキストマイニングにもとづく校則データの布置構造の解明

A はじめに

本稿の目的は、埼玉県内の公立高校150校の校則を用いて、テキストデータとしての校則の基本的な布置を検討するとともに、学校所在地などによる校則の違いを検討することである。

具体的には、①頻出語リストをもとにクラスタリングを行い、校則における主要なトピックを分類した。②その後、トピック間の関連のほか、トピックと学校所在地等の外挿変数との関連を、相関分析や平均値の比較によって検討した。なお本章の分析は、埼玉県立高等学校を母集団とした全数調査であるため、有意確率の検定を用いることは適当ではない。ただしここではわかりやすさを重視し、参考として有意確率に言及することにした。

以上の分析を通じて、頻出語には「許可」や「禁止」などの語が多く並んでおり、校則の制限的な性質が読み取れることや、外挿変数の各カテゴリーによって校則の構造は異なっていることが明らかになった。

B 基礎的な分析：校則データ内部に着目して

本節では、校則に頻出に登場する語の分類を行う。用いるのは、見出しとしての「ア」と「イ」、単位として使われることがほとんどであった「条」の3つを除いた、上位50の頻出語である。その50語をもとにクラスタ分析を行ったところ、7つのクラスタが析出された。各クラスタについて「許可」などのラベルを付与したうえで、整理したものが以下の表1である。

クラスタには「許可」や「規則」といったものが並んでおり、校則の制限的な性格が示唆されている。

次にこれら7つのクラスタに関する記述を行う。本章ではそれぞれのクラスタへの言及の程度を従属変数としている。たとえば「出欠」クラスタ変数では、校則の1文の中に「欠席」か「遅刻」のいずれかが含まれているかどうか判断する作業を、全ての文章に行ったうえで、含まれている割合を変数として用いる。校則が200文ある学校において、「欠席」か「遅刻」のいずれかを含まない文章が120文あった場合、その学校における「出欠」クラスタ変数の値は、0.60(=120/200)になる。上述の作業を各クラスタに行い、7つの変数を得た。それぞれの記述統計量をまとめたものが表2であり、相関係数をまとめたものが表3で

表 1 クラスター分析の結果

許可		規則		生活		規程	
抽出語	頻度	抽出語	頻度	抽出語	頻度	抽出語	頻度
場合	2,290	使用	901	生徒	1,334	定める	541
許可	1,682	禁止	849	生活	567	服装	690
学校	1,308	着用	820	指導	794	守る	405
担任	853	月	576	行為	314	交通	357
受ける	795	必ず	492	行う	597	注意	334
提出	694	アルバイト	474	校内	494	常に	332
保護者	601	授業	470	校外	327	規程	331
得る	496	原則	463	活動	485		
所定	483	必要	436				
届け出る	419	登校	416				
職員	360	認める	397				
校長	349	黒	373				
旅行	318	外出	317				
連絡	311						

運転免許		出欠		通学方法	
抽出語	頻度	抽出語	頻度	抽出語	頻度
免許	658	欠席	383	通学	648
運転	586	遅刻	322	自転車	606
取得	455				
自動車	337				

表 2 各クラスターの出現割合に関する記述統計量

クラスター	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
許可	150	0.00	0.50	0.30	0.09
規則	150	0.00	0.54	0.30	0.08
生活	150	0.08	0.63	0.21	0.08
規程	150	0.00	0.29	0.13	0.05
運転免許	150	0.00	0.24	0.04	0.04
出欠	150	0.00	0.13	0.03	0.02
通学方法	150	0.00	0.27	0.05	0.04

ある。

表 3 から、許可クラスターは多くのクラスターとの間に有意な正の相関関係があることがわかる。通学方法や生活といった多くのことを許可制のもとで管理したいという発想の存在が推察できよう。

次節では、この 7 つのクラスターをもとに、高校所在地などの変数と校則とがいかなる関連を有しているのかを検討していく。

表 3 各クラスター間の相関関係

	許可	規則	生活	規程	運転免許	出欠
規則	0.10	1				
生活	0.23 **	-0.22 **	1			
規程	0.21 **	0.10	-0.02	1		
運転免許	0.32 **	0.11	-0.09	-0.05	1	
出欠	0.36 **	-0.06	0.13	0.10	-0.04	1
通学方法	0.23 **	0.28 **	-0.06	0.14	0.37 **	-0.04

C 応用的な分析：校則データと外挿変数との関連に着目して

本節では 5 つの独立変数を設定し、それらと従属変数との関連を探索的に検討することにした。なお分析には平均値の比較を用いた。なお、以下に続く表 4 から表 8 までの各表において、各クラスターでの最大値には下線処理を、最小値には斜体処理をそれぞれ施している。

1 偏差値

1 つ目の分析では入学偏差値の相対的な高低による校則の違いについて検討した。なお、一部の定時制高

表 4 入学偏差値 × 各クラスター出現割合

	度数	許可	規則	生活	規程	運転免許	出欠	通学方法
偏差値下位	45	<u>0.31</u>	<u>0.31</u>	0.22	<u>0.14</u>	<u>0.05</u>	0.03	0.06
偏差値中位	45	0.29	0.30	<i>0.20</i>	<u>0.14</u>	0.04	0.03	0.05
偏差値上位	45	<i>0.29</i>	0.29	0.20	0.12	0.04	<i>0.03</i>	<i>0.05</i>
非該当	15	0.29	<i>0.26</i>	<u>0.24</u>	<i>0.11</i>	0.04	<u>0.04</u>	<u>0.06</u>
合計	150	0.30	0.30	0.21	0.13	0.04	0.03	0.05
等分散性の検定有意確率		0.93	0.02	0.69	0.22	0.06	0.00	0.43
F値		0.31	1.56	1.43	2.60	1.36	1.04	1.09
有意確率		0.82	0.20	0.24	0.06	0.26	0.38	0.35

表 5 設立時期 × 各クラスター出現割合

	度数	許可	規則	生活	規程	運転免許	出欠	通学方法
伝統校	48	0.29	<i>0.29</i>	<u>0.23</u>	<i>0.12</i>	<i>0.03</i>	<i>0.03</i>	<i>0.04</i>
高校拡大期	33	<u>0.31</u>	0.30	0.20	<u>0.14</u>	<u>0.05</u>	<u>0.04</u>	<u>0.07</u>
第2の高校拡大期	49	0.30	0.30	<i>0.20</i>	0.14	0.04	0.03	0.06
高校再編期	20	<i>0.26</i>	<u>0.30</u>	0.21	0.14	0.05	0.03	0.04
合計	150	0.30	0.30	0.21	0.13	0.04	0.03	0.05
等分散性の検定有意確率		0.24	0.09	0.02	0.22	0.48	0.21	0.12
F値		1.43	0.18	1.41	1.21	1.20	0.45	3.67
有意確率		0.24	0.91	0.24	0.31	0.31	0.72	0.01

表 6 男女共学・別学 × 各クラスター出現割合

	度数	許可	規則	生活	規程	運転免許	出欠	通学方法
共学校	138	0.30	0.30	0.21	<u>0.14</u>	<u>0.04</u>	<u>0.03</u>	0.05
女子校	7	<i>0.27</i>	<i>0.28</i>	<i>0.17</i>	0.10	0.03	<i>0.02</i>	<i>0.03</i>
男子校	5	<u>0.35</u>	<u>0.32</u>	<u>0.32</u>	<i>0.08</i>	<i>0.02</i>	0.03	<u>0.07</u>
合計	150	0.30	0.30	0.21	0.13	0.04	0.03	0.05
等分散性の検定有意確率		0.00	0.25	0.06	0.07	0.26	0.48	0.04
F値		1.42	0.44	5.51	5.16	0.77	0.96	1.78
有意確率		0.24	0.64	0.01	0.01	0.46	0.38	0.17

表 7 定時制・通信制 × 各クラスター出現割合

	度数	許可	規則	生活	規程	運転免許	出欠	通学方法
全日制	130	<u>0.30</u>	<u>0.30</u>	<i>0.21</i>	<u>0.14</u>	0.04	0.03	<i>0.05</i>
定時制	18	0.28	0.29	<u>0.24</u>	<i>0.11</i>	<u>0.05</u>	<u>0.04</u>	<u>0.06</u>
通信制	2	<i>0.23</i>	<i>0.16</i>	0.21	0.12	<i>0.01</i>	<i>0.01</i>	0.06
合計	150	0.30	0.30	0.21	0.13	0.04	0.03	0.05
等分散性の検定有意確率		0.22	0.08	0.19	0.53	0.11	0.00	0.16
F値		0.82	2.87	1.49	2.23	1.39	1.20	0.86
有意確率		0.44	0.06	0.23	0.11	0.25	0.31	0.42

表 8 普通科 × 各クラスター出現割合

	度数	許可	規則	生活	規程	運転免許	出欠	通学方法
普通科	109	<u>0.30</u>	0.29	<u>0.21</u>	<u>0.13</u>	0.04	<u>0.03</u>	<u>0.05</u>
非普通科	41	0.29	<u>0.30</u>	0.20	0.13	<u>0.04</u>	0.03	0.05
合計	150	0.30	0.30	0.21	0.13	0.04	0.03	0.05
等分散性の検定有意確率		0.44	0.99	0.46	0.44	0.18	0.20	0.40
t値		0.54	-0.47	0.56	0.21	-0.63	1.18	0.10
有意確率		0.59	0.64	0.57	0.84	0.53	0.24	0.92

校など、偏差値データを入手することができなかった高校については「非該当」と処理した。分析の結果、規程においてのみ10%水準で有意な差がみられた。各カテゴリーにおける値をみると、偏差値中位や低位の学校において言及割合が高く、「非該当」の学校ではその割合が低くなっていることがわかる。このことから、偏差値が相対的に低いほど、学校は多くのルールを定めることによって制限を掛ける傾向にある一方、非該当として処理される多くの定時制の高校においては、その生徒のほとんどがすでに就業しているために規程を定める必要がないのではないかと解釈を与えることができる。

2 設立時期

2つ目の分析では、高校の設立時期を4つにわけたうえで、設立時期による校則の違いを検討することにした。それによると通学方法において5%水準で有意な違いが確認されており、「伝統校」が最も少なく、「高校拡大期」が最も多いということがわかった。通学方法は「自転車」と「通学」の2つの語から構成されていることから、「高校拡大期」に設立された高校において自転車通学は当然のものと考えたうえでそのルール整備がされている一方、「準伝統校」では自転車以外の手段で通学することが多いために、自転車に関する言及が少なくなっているというストーリーを推察することができる。

3 男女共学・別学

次に3つ目の分析として、共学校/女子校/男子校による違いを捉えた。ここでは生活と規程の2つのクラスターにおいて、独立変数による1%水準での差が確認された。生活クラスターにおいては男子校での記述が多い一方、女子校では少ない。このことから、高校が生徒たちの普段の生活に強いる制約の程度は、女子よりも男子の方が強いという傾向を読み取ることが

できる。

また規程クラスターでは共学校でその記述量が多く、女子校と男子校がそれに続くという結果が得られた。規程クラスターのなかには「服装」の語が含まれている。そのため、2つの性別ごとの「服装」に関する記述が必要な共学校において、規程クラスターの出現率が高くなっているのではないかと解釈される。

4 定時制・通信制

第四の分析は、各高校の課程との関連を捉えたものである。この分析において10%水準で有意な関係が析出されたのは規則のみである。全日制や定時制に比べて通信制において規則の割合が低いのは、スクーリングの回数が少ないために生徒に多くの制約を与える必要が小さいことによるものと解釈できる。

5 普通科

最後の5つ目の分析は、普通科の有無による違いを捉えたものである。この分析において10%水準で有意な関係が析出されたクラスターはなく、普通科の有無によって、校則に目立った差異があるわけではないことが読み取れる。

6 小括

以上、本節では5つの独立変数を定めたうえで、それらによる校則の違いについて探索的に検討を行ってきた。その結果、独立変数の側においては、入学偏差値、設立時期、男女共学の別、課程の4つの変数において校則の違いが析出された。

D 本章の分析のまとめ

本章ではテキストマイニングの手法を用いて、校則の基礎的な布置構造を明らかにしたほか、各外挿変数との関連性を捉えてきた。それらの分析を通じて、頻出語には「許可」や「禁止」などの語が多く並んでお

り、校則の制限的な性質が読み取れることや、外挿変数の各カテゴリーによって校則の構造は異なっていることが明らかになった。とりわけ後者の知見は、校則があらゆる学校において共通した特徴をもつ一枚岩として存在しているのではなく、各校固有の性質をふまえて制定・運用されていることを示唆するものであり、今後の校則に関する議論・研究の指針になりうるものである。

5 特定校則の偏在状況

A 全体方針

本章では、特定の校則に着目し、それがどのような学校に偏って存在しているのかを明らかにするとともに、偏りの原因についての考察を行う。具体的には、校則テキスト内で、特定の語を検索し、その有無が偏差値等の外挿変数とどう関連しているかを明らかにする。

そのために、検索語「外泊」「政治」「宗教」「交際」「ツーブロック」と、学校外挿変数「偏差値」「設立時期」「男/女子校」「定時ダミー」「普通科ダミー」のクロス表を作成した。検索語については、生徒の人権に対する過度な干渉となりかねないような内容を含むものを選定した。例えば、「外泊」であれば、生徒の校外での行動を管理する規定であり、学校が制限をすべきではないと判断される可能性があるものである。

本稿は、定量データに基づく分析であるが、先行研究に乏しい校則に関する実証研究において仮説検証の形式をとることは難しく、データの意味を正確に推論することも同様に難しい。そこでここでは、「問題とされる校則」を対象として基礎的な分析を行い、それに基づいて後続研究で検証される価値のある仮説を提示することを到達点とした考察を行う。したがって本稿には精緻さに限界のある考察を含むが、それは校則の実証研究における萌芽的な研究として、検証に足る仮説を提示するという目的に依るものである。

B 検索語を含む校則の具体例

ここではまず、各検索語を選定した理由を述べる。まず、「外泊」を選択したのは、生徒の学校外での行動を規制する校則として一定数が確認されたからである。学外での行動を制限することは生徒の自由に対する過度の干渉と判断されうると考えた。「政治」「宗教」を選択したのは、これらが憲法において自由を保障されている基本的な権利でありながら、校則で規制され

ているケースが確認されたからである。「交際」は、生徒にとって極めてプライベートな事柄であるにも関わらず、それを制限する校則が確認されたことから選択した。最後に「ツーブロック」についてだが、頭髪に関する規制は校則としてはメジャーながら規制の厳しさの幅が広く、それら全てを人権抵触と想定するのは合意を得ることが難しいと判断した。そこで、比較的普及している一般的な髪型でありながら、具体的な制限が行われているケースがみられる「ツーブロック」を対象とすることにした。

次に各検索語が校則本文中にどのような形で登場するかについての具体例を示して確認しておく。

「外泊」：「無断外泊は行わない。旅行はあらかじめ学校に届け出る。」(いずみ高等学校)

「外泊する場合は、必ず事前に保護者の承諾を得る。」(草加南高校)

「政治」：「生徒は学校内や学校の行事中に政治活動をしてはならない。」(熊谷高校)

「宗教」：「特定の政党や宗教を支持したり、又はこれに反対するための政治活動及び宗教活動を行ってはならない。」(坂戸西高校)

「交際」：「男女共学の本旨を理解し、互いに協力して明るい学校生活を送るよう心掛ける。男女交際は常に明朗清潔で互いの人格向上に努める。」(庄和高校)

「生徒間の交際は、お互いに人格を尊重し、思いやりの精神で清純・明朗でなければならない。」(八潮南高校)

「ツーブロック」：「高校生として進路活動等に向かえる品位ある髪形にする。パーマ、染め、脱色、その他異形な髪形(ライン、ツーブロックなど)や剃り込みは禁止する。」(川口工業高校)

以上にわかるように、基本的に対象語に関する行動等を制限する内容が記されていることが分かる。ただし、制限の程度にばらつきがある点には留保が必要である。

C クロス分析

ここでは、「偏差値」「設立時期」「男/女子校」「全日・定時・通信」「普通科ダミー」という学校の外挿変数と、前掲の検索語の有無とでクロス分析を行う。これにより、どのような校則が、どのような学校で多く存在す

るかという傾向を明らかにする。また、得られた結果について、なぜそのような傾向がみられるかについての考察を行う。表は各校則項目について上段に校則が存在した学校の度数を、下段に割合を少数で示す。埼玉県を対象とした全数調査であり、度数が不足する項目もあるが、参考として χ^2 値と χ^2 検定の有意確率を表下部に示した。

1 偏差値

a 結果

表9は偏差値と各検索語のクロス集計結果である。「外泊」と「交際」に目立った傾向が確認された。まず「外泊」は偏差値が低いほど出現割合が高くなっていった。次に「交際」は偏差値が中程度の高校で出現率が高かった。

そのほかの検索語については相対的には微差であるものの、偏差値中の学校で出現する割合が高かった。

b 考察

外泊は学校外での行動に関する規制である。ここから、外泊に関する校則は学校外での生徒の行動について学校が責任を負うという志向の表れだと考え得る。

それが低偏差値帯の学校で多い理由については一例として、外泊を含む生徒の学校外での行動が保護者の監督外で行われることが偏差値低位で起こりやすいという説明が考えられる。例えば、偏差値上位校の生徒ほど学校外での学習時間が長いことについては一貫した結果が得られている（例えばベネッセ2006、西丸・坂野 2018）ことなどから、学習が学外での主要な活動になりにくい偏差値下位校において遊びを含むそれ以外の学外活動が活発になりやすいことは予想できる。

「外泊」を含む校則は外泊を保護者に申し出ることを求める内容である場合もある。そうしたケースでは線引きとして学校外のことは保護者の領分であり、学校に責任がないということを明確化する意図があると考えられる。この場合にしても、学校に帰責される可能性があるからこそあえて明文化するのであり、学校外での生徒の行動について学校に責任が求められることを予期している。

偏差値低位であるほど、子どもが学校の責任を問われるような行動をとりやすく、その結果校則が厳しくなっているという解釈が考えられた。ここから社会から学校にどのような責任が期待されるかということが、校則と関係していることを一つの仮説として考えることができる。

2 設立時期

a 結果

表10は設立時期と各検索語のクロス表である。偏差値の場合と同様に「外泊」と「交際」で目立った傾向が確認された。「外泊」は第2の高校拡大型で出現割合が高く、伝統校で低くなっている。「交際」は第2の高校拡大型以降で出現率が高く、伝統校で低い。どちらも、全体的には設立年が新しい高校で出現割合が高い傾向にある。

b 考察

外泊の出現率が特に高い第二高校拡大型は1976~1990年である。同時期は外泊に限らず他の語でも比較的出現率が高い。この期間には80年代を含むが、80年代は体罰・校則などを含む管理教育が問題として認識された時期⁹⁾とされることが多い。そのため

表9 偏差値3分類別 各検索語の出現頻度

	度数	外泊	政治	宗教	交際	ツーブロック
偏差値下位	45	30 0.67	6 0.13	5 0.11	11 0.24	4 0.09
偏差値中位	45	15 0.33	9 0.20	8 0.18	21 0.47	7 0.16
偏差値上位	45	11 0.24	6 0.13	2 0.04	12 0.27	2 0.04
非該当	15	/				
合計	150	57	21	15	45	13
	χ^2 値	18.37	1.02	4.05	6.14	3.23
	有意確率	0.00	0.60	0.13	0.05	0.20

表10 設立時期別 各検索語の出現頻度

	度数	外泊	政治	宗教	交際	ツーブロック
伝統校	48	11 0.23	9 0.19	5 0.10	8 0.17	3 0.06
高校拡大期	33	11 0.33	3 0.09	2 0.06	8 0.24	3 0.09
第2の高校拡大期	49	28 0.57	9 0.18	8 0.16	20 0.41	3 0.06
高校再編期	20	8 0.40	1 0.05	1 0.05	9 0.45	4 0.20
合計	150	58	22	16	45	13
	χ^2 値	12.48	3.49	3.06	9.46	4.01
	有意確率	0.01	0.32	0.38	0.02	0.26

同時期に設立された高校が他の時期の高校に比べ校則が厳しいのはこうした背景と関連している可能性が高く、校則制定の時代的な背景については追及する価値があるだろう。

その他の年代に関しては多少の傾向はあるが、どの時代で出現率が低いかはばらついている。特に、ツーブロックが新しい年代で多い点は、時代ごとに流行りのファッションがあり、それに応じた校則があるという知見（『ブラック校則』荻上・内田 2017）に対応していると言える。

また、時代による移り替わりがあると述べたが、厳密には本分析の変数は設立年度である。設立年度と校則の間に一定の対応関係があるということは、高校開校時点では、時代状況に合わせて校則を制定するにも関わらず、それ以降は大きな変更なく（時代に合わせず）慣性的に運用されることがままあるという可能性を示しているとも解釈できる。ここから、校則はどの

程度見直されるのか、どのように見直しの契機を得ているのかについても今後追究が期待される。

3 男女共学・別学

a 結果

表11は、男子校ダミーと各検索語とのクロス表である。「政治」が目立った差異がある。「政治」は男子校において出現率が高い。男子校は全体で5、表での該当数3と少ないが、傾向が偶然でない可能性はあるため以下で考察を行う。

b 考察

まず、男子校はすべて偏差値3値では「上」に分類され、設立時期では「伝統校」にあたる。これは埼玉県において男子校は、もれなく古くからある高偏差値の伝統校であるということの意味している。

高偏差値の男子校である浦和高校や川越高校は、学生運動が活発に行われた歴史を持っている。このこと

表11 男女別学・共学 各検索語の出現頻度

	度数	外泊	政治	宗教	交際	ツーブロック
共学校	138	55 0.40	18 0.13	15 0.11	45 0.33	13 0.09
女子校	7	1 0.14	1 0.14	1 0.14	0 0.00	0 0.00
男子校	5	2 0.40	3 0.60	0 0.00	0 0.00	0 0.00
合計	150	58	22	16	45	13
	χ^2 値	1.84	8.50	0.70	5.59	1.24
	有意確率	0.40	0.01	0.70	0.06	0.54

から政治に関する校則は、学生運動の歴史と対応している可能性がある。

事例としても、伝統校の校則について数少ない校則の一つが政治活動に関するものであったというケースが確認できた。かつて学生運動が盛んだったとされる¹⁰⁾川越高校では校則ではなく、生徒が自主的に定めた「生徒憲章」¹¹⁾が校則に代わって運用されているが、校長がそれを認可する際のただし書きとして、

“生徒憲章及び生徒規約にいう自主的民主的活動には政党等校外の政治団体の争いが校内に持ち込まれることによって学校本来の目標が妨げられること、および暴力の行使は含まれないものと了解する。”

と記されている。これらから、男子高偏差値伝統校では、政治思想に基づく混乱が学校の運営を揺るがしうる要因だったという歴史に由来して、政治に関する校則が運用されてきたと推測される。ここからは、その学校が過去に辿った歴史が現在の校則に関係することが読み取れる。

4 定時制・通信制

a 結果

表12は定時制などの課程と各検索語とのクロス表である。全体として、定時制高校では校則が厳しくない傾向にあると言える。これに着目した考察は行わないが、同様の傾向が全国的に確認できるかについては検証が期待される。

5 普通科

a 結果

表13は普通科ダミーと各検索語とのクロス表である。「ツーブロック」が少ない傾向が確認された。普通科に比べて普通科以外の学校で「ツーブロック」の出現割合がかなり高くなっている。

b 考察

ツーブロックに関する規制が非普通科で多い原因について、非普通科の内訳を確認したところ、服装頭髪に関する校則が工業高校等専門科の高校で厳しいことに由来すると考えられた¹²⁾。

工業高校において服装頭髪が厳しい理由は、就職時にそれが重要な評価点になるためであると説明されることがある。この説明は校則を事後的に弁護するため

表12 全日制・定時制・通信制別 各検索語の出現頻度

	度数	外泊	政治	宗教	交際	ツーブロック
全日制	130	56	21	15	44	12
		0.43	0.16	0.12	0.34	0.09
定時制	18	2	1	1	1	1
		0.11	0.06	0.06	0.06	0.06
通信制	2	0	0	0	0	0
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	150	58	22	16	45	13
χ^2 値		8.09	1.77	0.84	6.89	0.46
有意確率		0.02	0.41	0.66	0.03	0.79

表13 普通科・その他別 各検索語の出現頻度

	度数	外泊	政治	宗教	交際	ツーブロック
普通科	109	42	16	11	31	4
		0.39	0.15	0.10	0.28	0.04
非普通科	41	16	6	5	14	9
		0.39	0.15	0.12	0.34	0.22
合計	150	58	22	16	45	13
χ^2 値		0.00	0.00	0.14	0.46	12.58
有意確率		0.96	0.99	0.71	0.50	0.00

のロジックというよりは実態を反映した側面が強いと推測できる。なぜなら、高卒就職は学校の実績関係に基づいた斡旋が極めて重要な要素であったという経緯があり（例えば荻谷 1991）、教師が就職先のニーズを一定程度適切に把握していると解することができるためである。商業科の例でも、酒井編（2007）において事例校 2 校の比較から、そのうち 1 校が就職率を維持できた要因として服装頭髪を含む厳格な生徒指導のあり方があげられていた。

これらからはまず、校則が生徒の卒業後の進路先からの期待の影響を受けうるといえる。ただし、その期待がどの程度適切に把握されているかは就職・進学の違いや、学校と進路先の関係性の密度などによって異なると考えられる。

本稿では、「工業科において服装頭髪指導が厳しい」ことは一定程度適切に期待が反映された結果だと考察した。一方で、進路先の期待に代表されるように、一見妥当性が高い説明は現状の校則を弁護するために、実態を別として濫用される可能性もあるものである。このことから、進学校のように就職斡旋の機能を持たない学校においても同様の論理は用いられているのか、いってそれは適切に実態を反映しているのかといった点を明らかにすることは課題である。この例に限らず、学校でどのような論理で服装頭髪校則が正当化されるのかについても明らかにする余地がある。

D 本章の分析のまとめ

本章では、特定の校則がどのような学校に偏って存在しているのかを、検索語の該当の有無と学校の外挿変数とのクロス表の分析を通じて明らかにすることを試みた。その結果、校則ごとに傾向は異なっていたが、偏差値や設立年度などによって校則が偏在していることを確認することができた。

中でも、二つの論点を注目点として挙げて本章を終えたい。一つは、学校（教師）が校則をいかに正当化するかという論理への着目である。本章では、工業高校において服装頭髪の規則が厳しかった点について、想定される論理の一例として就職斡旋とのかかわりを挙げ、一定の説得力があることを論じた。一方で、進学者の多い高校においては同様の論理は成立しないかもしれない。学校や教師ごとにいかにして校則を正当化する論理を立てており、それらがどの程度妥当と判断されるものなのかを今後追求していくことが重要だろう。

二つ目に、時代との関連から、校則が制定時には時

代に合わせて作られている側面があるにもかかわらず、その後は時代が変わっても十分な検討を受けていない可能性が示唆された。かつてその規則が必要とされた背景や経緯があったとしても、時代や生徒の変化によって規則として不適切になる場合もある。実情に合わせた改訂が行われず、形式主義的に規則を引き継ぐことが、いわゆる不適切な校則が生まれる一つの背景となっている可能性は十分検証される必要がある。実情にあわない校則は、生徒にとっても教師にとっても価値の低いものである。今後、校則を時代や生徒に合わせて定期的に作りなおすため仕組みづくりが求められる。

6 全体のまとめと考察

本稿では、第 1 章で問題意識を述べた上で、第 2 章においては本研究が対象とする埼玉県立高校の略史および地理的布置を概説し、第 3 章では分析に用いたデータについて説明した。

第 4 章では、抽出された頻出語をもとにクラスタリングを行い、校則における主要なトピックを「許可」「規則」「生活」「規程」「運転免許」「出欠」「通学方法」の 7 つに分類した。このうち「許可」は、「提出」「届け出る」などの言葉を含み、高校が生徒の活動に対して把握と承認を求めている校則を意味する。「規則」は、「禁止」「アルバイト」「授業」などの言葉を含み、高校が生徒の行動に制約をかけている校則を意味する。「生活」には、「指導」「校内」「校外」などの言葉が含まれ、高校生としてのあるべき生活のあり方を課す校則を意味する。「規程」は、「服装」「交通」「定める」などの言葉を含み、より詳細に生徒に特定の行動を指示する校則を意味する。以上 4 つのクラスターに比べて「運転免許」「出欠」「通学方法」はより具体的であり、これらの事項についても高校の校則に一定量の記載があることがわかる。

こうしたクラスタリングという手法は、校則に出現する言葉を統計的に複数のまとまりへと区分するものであり、抽出されたクラスターの中には抽象度が高いものもある。それゆえ校則の分析としては迂遠な印象を与えるかもしれないが、近年の報道などでしばしば取り上げられる、髪形や下着、服装などの事項以外にも、校則が生徒の生活に対して多面的・包括的にコントロールを及ぼしていることをデータ内在的に明らかにしたという点で、この手法には固有の意義があると言える。

これらのトピックの出現割合と学校特性との関連を分析した結果、「生活」は男子校で、「規程」は偏差値中下位の高校および共学校で、「通学方法」は高校拡大期に設立された高校で、それぞれ出現割合が高く、逆に「規則」は通信制高校で出現割合が低かった。このように、校則の記載内容には高校の特性によって差異があることを、計量的に確認したことは本研究の独自の知見である。

こうした記載内容の差異は、各高校の学校内外の運営上の課題を反映していることが推測される。たとえば、「規程」が偏差値中下位の高校で出現頻度が高いことは、相対的に学校適応の度合いが低いとされる(古田 2012など) このタイプの高校において、生徒の逸脱を防ぐために「しぼる」タイプの統制(志水 1987)が強くなっていると考えられる。また、「通学方法」が高校拡大期に設立された高校で出現頻度が高いことには、第2章で述べたように、この時期の設立高校はやや交通の便の悪い地域に立地している傾向があることと関連していると推測される。

ただし、このような、学校特性と校則内容との関連性の理由や背景については、本研究では実証できていない。また、各高校の校則の背景を解釈しすぎることに、校則の過度の合理化という危険が伴う。むしろ、高校間での校則の差異や濃淡を可視化することにより、その相対化と再検討への道が開かれうることが重要である。

続いて第5章では、第4章の分析の抽象性を補完し、生徒の人権を阻害しかねない校則の問題点をより具体的に検証するため、ア prioriに「外泊」「政治」「宗教」「交際」「ツーブロック」という5つの言葉に焦点を絞り、やはり各校の校則における出現頻度と高校特性との関連を分析した。その結果、「外泊」は偏差値が低い高校および第2の高校拡大期に設立された高校で出現割合が高く、伝統校で低い。「交際」は偏差値が中程度の高校および第2の高校拡大期以降に設立された高校で出現率が高く、やはり伝統校で低い。「政治」は男子校において、また「ツーブロック」は普通科以外の高校で、それぞれ出現率が高い。

これらの背景については第4章内で考察を行っているのでここでは繰り返さないが、特に注目されるのは、「政治」が男子校(伝統ある進学校)で、「ツーブロック」が専門学科(および統計的に有意ではないが高校再編期に設立された高校)で出現率が高いことに、高校内外の歴史的経緯が反映されていると考えられることである。前者については、1960年代末をピー

クとする学生運動がこれらの男子校で盛んになったことが、校則において政治活動を抑制する記載として痕跡を残している。後者については、推測ではあるが、1980年代から90年代初頭に人気のあったチェッカーズというロックバンドがツーブロックの髪型をしていたことの影響から、当時の高校生の間でもツーブロックの髪型をする生徒が現れ、それが「軽薄さ」や「派手さ」の象徴として校則により禁じられたものと考えられる¹³⁾。特に、卒業後に就職を控えている生徒が多い専門学科においては、ツーブロックが禁忌とされていたことについては、第4章でも考察を加えている。

いまや、高校生の政治運動は全くと言ってよいほど影をひそめており、またツーブロックは現在ではビジネス等にも浸透している¹⁴⁾。それにもかかわらず、一度何らかの時代背景により導入された校則の記載は、状況が変化しても見直しなく存続するということが、この「政治」および「ツーブロック」の校則記載に関する高校間の差異からはうかがわれるのである。こうした、校則が慣性的に維持存続される性質をもつことについては従来より感覚的に指摘されてきたが、本研究の知見はその一端を実証的に確認するものであったと言える。

しかし、こうした校則の慣性的存続や、過剰な厳格化・詳細化に対して、昨今、一部の校則の理不尽さを告発するような報道が少しずつ増えてきている。大きな契機となったのは、2021年2月16日に、大阪府立懐風館高校の元生徒が、もともと茶色い髪を黒く染めることを教諭らに強要され不登校となったことに関して大阪府に損害賠償を求めた訴訟の判決が大阪地裁で出されたことである。判決は校則自体の問題性は認めなかったが、不登校への対応は不十分であったとして、府に賠償を求めるものであった。原告はこの判決を不服として控訴し、審理が継続している。この訴訟を含む様々な告発は、当該学校に通う児童・生徒の学校生活を改善する契機になりうるし、同じ市町村のみならず、他の自治体が設置する学校における校則の改訂にもつながりうる。

実際に、報道や反対運動の盛り上がりに応える形で、2021年6月8日には、文部科学省初等中等教育局児童生徒課が「校則の見直し等に関する取組事例について」と対する事務連絡を全国の教育委員会等に通知した。そこには「学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積

極的に見直さなければなりません。」と記されている。2021年9月9日付のNHKの調査報道¹⁵⁾によれば、全国の都道府県教育委員会の中で、教育委員会として校則を「見直した」と回答したのは岐阜県や佐賀県など14、「見直す予定」が5であり、47都道府県の4割を占めている。加えて、教育委員会としてではないが、「学校単位で見直しの動きがある」と答えたケースが26と半数を超えており、同報道では「全国的に見直しに向けた動きが広がっている」としている。このNHK調査では見直しのきっかけを複数回答でたずねており、最も多かったのが、「世論の高まり」で18、「文部科学省の通知」が13、「生徒や保護者など現場からの要望」が11、「大阪の府立高校の頭髪指導をめぐる裁判」が7という結果となっている。この調査結果からも、校則の慣性的維持存続に関しては、2021年が重要な変革期となっていると言えるだろう。

ただし、校則に関する議論が、特定の校則事項のみに注目した形でセンセーショナルに行われすぎることには避けなければならない。いわゆる「ブラック校則」のみに焦点を当てるばかりに、校則全体を取り巻く状況を見失っては、冷静な議論はできないだろう。本研究の第4章で明らかにしたように、校則には、「許可」「規制」「規則」など、複数の側面が含まれており、テキストとしての校則の全体像は複雑かつ生徒の生活全体を包括的に管理する性質を持っている。その点において、第4章で校則全体の布置構造を捉えつつ、第5章においていわゆる「ブラック校則」として注目されがちな事項も射程に収めた本稿が果たした役割は大きいだろう。今後の校則に関する議論においては、校則がもつ功罪の両面が認識されることを望みたい。

本研究は、埼玉県の県立高校から得られた校則をテキストデータ化し、クラスタリング及び特定単語の出現頻度と高校特性の関連を計量的に分析したという点で、先例のない研究の先鞭をつけるものであり、また高校間の校則の差異に関して一定の知見が得られた。しかし、本研究には以下に述べるような多くの課題も残されている。

第一に、データの制約である。今回の報告書で用いたデータは、埼玉県内の県立高等学校から収集したものである。一連の分析を通じて、偏差値や学区などの変数によって、校則の違いが存在していることが明らかになった。そうであるならば当然、都道府県による違いや私立／公立／国立による違いなどもまた校則に対して影響を有していることが予想される。また校則が改訂されていることをふまえると、時代による校則

の変化もまた分析の対象となりうるだろう。「2019年時点における埼玉県内の県立高等学校」というサンプリングを通じて得られたデータをもとにした分析は、多くのことを明らかにしたものの、サンプリングの偏りはやはり否めない。今後は他県や私立高校を含む、より広範なサンプリングに基づいた調査が求められるだろう。

第二に、校則のテキストデータのみによ拠することの限界点も指摘できる。あくまでも推測の域を出ないものの、校則に記載されている内容が、実際の指導の場面において、記載通りに運用されているとは限らない。厳格に適用しようとする教員もいれば、必ずしもそうではない教員もまた存在しているだろう。また、記載されているにもかかわらず、ほとんど忘れられているような校則もあるだろうし、記載はされていないものの、事実上の校則として運用されているルールもあるだろう。そうであるならば校則データのみをもとに議論を進めるにはやはり限界があり、学校におけるフィールドワークのほか、教員や児童・生徒に対するインタビューも並行して行うことが望ましいと思われる。

第三に、計量テキスト分析の手法に関しても、本研究の分析はきわめて基礎的な段階に留まる。高校数が限られていたこともあり、多数の高校特性を一度に投入する多変量解析を行うことは断念した。また、空間的に近接する高校間では同様の校則項目が記載される傾向があるのではないかという仮説も当初は立てていたが、計量的に検証するにはいたらなかった。特定の県の県立高校だけでなく、全国的な校則テキストデータの入手が可能になれば、より精緻な分析が可能になると考えられる。

第四に、法社会学や教育行政学、教育史、社会思想、経営学、組織論、国際比較など、社会学以外の隣接諸学の知見も参照しつつ、「校則」という事象やその日本の特徴などについて、より徹底した検討を加えることも課題である¹⁶⁾。言い換えれば、校則はそうした豊かな研究可能性をもつ重要な社会的イシューである。

これらの限界を超えてゆく形で、「校則の社会学」が理論と実証の両面でさらに発展することが望まれる。

注

- 1) 本稿の執筆にあたっては、1章と5章を岡田が、2章と3章を荒木が、4章を田中が、6章を田中および本田が担当した。
- 2) 例えば松本（門脇編 1992）は高等学校への進学率に着目し、

- 発足期（1948～1955）・拡大期（1956～1973）・第3の時期（1974～1992）としている。
- 3) 以降の章の分析では、この時代を2つに分割して4つの年代で分析を行う。分割の理由は以降の項で説明するとおりである。
 - 4) 筆者（荒木）が埼玉県教育委員会（2019b）と各学校のHP、および、朝日新聞データベースで「埼玉and県立高校and（廃校or統廃合 or 新設）」で検索した結果を統合した。
 - 5) 私立高校が急増した15歳人口を吸収するという構図は、1960年代の第1次ベビーブーム世代にも見られた（河野 2008）。しかし、70年代の高校拡張期においても私立高校が15歳人口を吸収するというスタイルは、埼玉県を含む19県で見られるとされる（香川・児玉・相澤 2014）。
 - 6) 例えば1978年開校の浦和学院高校などが挙げられる。70年代には、公私連絡協議会の設置や私学助成制度の法制化などにより、私立高校が政策上公教育の担い手として組み込まれていったことも指摘されている（児玉 2008）
 - 7) 全日制・定時制併設校に関しては、課程によって校則が異なる場合があるため、課程ごとに校数をカウントしている。そのため、総数は実際の県立高校の校数より多い。
 - 8) 日本共産党東京都議会議員団（2020）によれば、東京都においても、埼玉県同様に生徒へ公開されている「校則」と、生徒に公開されず教職員内で運用されている「生徒指導内規」（主に生徒の逸脱的行動を罰するための、抑圧的な生徒指導に関する具体的な基準や内容）が存在しているという。生徒指導が、教員による生徒との信頼構築を放棄した一方的な営みにならないようにするためにも、「生徒指導内規」を含む生徒指導に関する具体的な基準や内容は、公開されることが望ましいと考えられる。
 - 9) このような時代認識をしている例として例えば広田（2007）などがある。
 - 10) 例えば卒業生である盛田隆二が述べている（日本経済新聞2012年8月27日朝刊、盛田 2013）。
 - 11) 前掲の日本経済新聞によれば、この「生徒憲章」自体が、学生運動の成果として制定されたものである。
 - 12) 本研究の延長として行った埼玉県教員経験者への聞き取りにおいて、専門科の高校において服装頭髪校則が厳しい傾向にあることは教員に一定程度共有された認識であることが確認されている。
 - 13) インターネットで「チェッカーズ ツープロック」を検索語として検索すると多数の記事や言及が得られる。チェッカーズは1983年にデビューし1992年に解散したロックバンドで、1980年代後半が全盛期とされる。
 - 14) 「ツープロックはスポーツ選手や高級ホテルの従業員にもよく見かけ、清潔感が漂う。ただ、男子生徒は流行を追ったわけではなく、あくまで「さっぱりしたかっただけ」。その後も説明がないまま卒業し「なぜ違反なのか、いまだに分からない」と、もやもやした思いを抱き続ける。」（2019年4月13日付西日本新聞記事「ツープロックはダメ？校則に疑問の声 学校「高校生らしくない」」）
 - 15) 2021年9月9日付NHK記事「都道府県の4割が公立高校の校則の見直しを進める」
 - 16) 最近の調査研究例として大津（2020, 2021）があるが、調査対象が限定されている。

参考文献

文献

- ベネッセ教育総合研究所, 2006, 「第4回学習基本調査報告書」。
- 古田和久, 2012, 「高校生の学校適応と社会文化的背景—学校の階層多様性に着目して—」『教育社会学研究』第90集, pp.123-144。
- 門脇厚司, 1992, 「1 新制高等学校の発足とその理念」門脇厚司・飯田浩之編『高等学校の社会史』, 東信堂。
- 香川めい・児玉英靖・相澤真一, 2014, 『(高卒当然社会)の戦後史: 誰でも高校に通える社会は維持できるのか』, 新曜社。
- 荻谷剛彦, 1991, 「学校・職業・選抜の社会学—高卒就職の日本的メカニズム」, 東京大学出版会。
- 河野誠哉, 2008, 「高校進学拡大期における進学意識の変容過程」『法学論集（山梨学院大学）』。
- 今野良祐, 2017, 「埼玉県における高校進学動態の教育地理学的分析」『筑波大学附属坂戸高校研究紀要』(54), 51-60。
- 松本康, 1992, 「2 高等学校の量的拡大と質的变化」門脇厚司・飯田浩之編『高等学校の社会史』, 東信堂。
- 文部省, 1947, 『新制高等学校実施の手引』。
- 盛田隆二, 2013, 「高校生にとってのリアル（今月もお疲れさま Vol. 4）」『月刊ブレン』2013年4月号。
- 日本共産党東京都議会議員団, 2020, 「都立高校における校則の全校調査結果について」(https://www.jcptogidan.gr.jp/category01/2020/0305_1697) (最終確認日2020年3月11日)。
- 西丸良一・坂野誠, 2018, 「生活時間の使い方—学校タイプ・進路希望・「まじめさ」との関係から—」, 尾嶋史章・荒牧草平編『高校生たちのゆくえ: 学校パネル調査と生活の30年』, pp160-172。
- 西本憲弘, 1993, 「第1章 高校教育の改革と伊奈学園の創造」西本憲弘・佐古順彦編『伊奈学園: 新しい高校モデルの創造と評価』。入試情報センター, 2018, 「埼玉県公立高校・私立高校入試総合版」。
- 小川洋, 2000, 『なぜ公立高校はダメになったのか: 教育崩壊の真実』亜紀書房。
- 荻上チキ・内田良編, 2017, 『ブラック校則』, 東洋館出版社。
- 大津尚志, 2020, 「高校の「校則」に関する一考察」武庫川女子大学『教育学研究論集』(15), 36-44。
- , 2021, 『校則を考える—歴史・現状・国際比較』晃洋書房。
- 埼玉県教育委員会, 1973, 『埼玉県教育史 第6巻』。
- , 2001, 「21世紀いきいきハイスクール構想」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2219/20u00-kousou/index.html>) (最終確認日2020年2月26日)。
- , 2019a, 「平成31年3月高等学校卒業者の進路状況調査」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/kosotu2019.html>) (最終確認日2020年2月26日)。
- , 2019b, 『埼玉県学校便覧』。
- , 2019c, 「埼玉の教育統計」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/kyoikutokei.html>) (最終確認日2020年2月26日)。
- 埼玉県立川越高等学校, 1999, 『百周年記念誌 くすの木』。
- 埼玉県立川口高等学校, 1981, 『創立四十周年記念誌』。
- 酒井朗編, 2007, 『進学支援の教育臨床社会学—商業高校におけるアクションリサーチ』, 勁草書房。
- 志水宏吉, 1987, 「学校の成層性と生徒の分化—学校文化論への一

視角一]『教育社会学研究』第47集, pp.167-181。
都道府県教育長協議会高校教育開発研究プロジェクトチーム,
1979, 『研究成果報告書』。
潮木守一, 1978, 『学歴社会の転換』, 東京大学出版会。

新聞記事

[婦人・子供 家庭と教育：ゆらぐ高校教育－深刻な人口急増県埼玉の場合]『毎日新聞』1975年4月25日, 朝刊, p.12 (毎日新聞データベース「毎索」, 閲覧日2020年2月27日)。
[急増する高校中退救済に『25人学級』を導入 埼玉県教委全国初の防止総合対策]『毎日新聞』1984年1月31日, 朝刊, p.12 (毎日新聞データベース「毎索」, 閲覧日2020年2月27日)。
[高校紛争から40年, その意味をいま問い直す]『日本経済新聞』2012年8月27日 (<https://www.nikkei.com/article/DGXNZO45082840X10C12A8000000/>), 閲覧日2020年2月27日)。